

会議名	第1回大紀町指定管理者選定審議会		
開催日	平成24年2月9日(木)	場所	大紀町議会棟中会議室
時間	午後3時～午後4時30分		
出席者	<p>【委員】</p> <p>藤原出、西村隆行、山添裕康、谷川原万欣、中井尚子、中村修、 奥野一正、小山敬三</p> <p>欠席者 谷口兄 除斥 福山和美</p> <p>【事務局】</p> <p>生駒典郎、森岡律弥</p> <p>【施設所管課】</p> <p>小倉寿章(商工観光課)</p>		
事項	<p>1.挨拶</p> <p>2.審議会委員の紹介</p> <p>3.事務局職員の紹介</p> <p>4.担当課職員の紹介</p> <p>5.協議事項</p> <p>審議会について</p> <p>委員長の選任</p> <p>委員長代理の指名</p> <p>審議会のスケジュールについて</p> <p>6.審議事項</p> <p>「大紀町ふれあいの里」概要説明について</p> <p>指定管理者募集要項・仕様書について</p> <p>申請者からのヒアリング</p> <p>審査評価表について</p> <p>7.その他</p>		
概要	別紙のとおり		

【概要】

1. 挨拶

事務局より開会の宣言。

企画調整課長より挨拶。

2. 審議会員の紹介

1回目の審議会のため、出席委員の自己紹介が行われる。

事務局より谷口委員の欠席報告

3. 事務局職員の紹介

事務局職員の自己紹介

4. 担当課職員の紹介

担当課職員の自己紹介

5. 協議事項

審議会について

事務局から大紀町指定管理者制度についての概要を説明後、大紀町指定管理者選定審議会条例、大紀町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例及び施行規則により、大紀町指定管理者選定審議会について説明。

委員長の選任

互選により委員長には藤原出委員が選任された。

《意見の要旨》

事務局：大紀町指定管理者選定審議会条例第5条第1項の規定による委員長の選任についておはかりします。

委員：事務局一任

事務局：事務局一任のお言葉がありましたので、事務局案をお示しします。委員長には、学識経験者であります藤原出委員を、委員長にご指名したいと思いますがいかがでしょうか。

各委員：異議なし。

委員長：(就任の挨拶)

委員長代理の指名

委員長代理は委員長の指名により、西村隆行委員が選任された。

《意見の要旨》

委員長：大紀町指定管理者選定審議会条例第5条第3項の規定により、委員長代理は委員長が指名するとなっておりますので、委員長代理には公共の団体役員から選出さ

れました、伊勢農業協同組合理事の西村隆行委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員：異議なし。

審議会のスケジュールについて

事務局から指定管理者選定審議会開催日程の予定について説明。

《意見の要旨》

委員：審議会の開始時間が15時となっているが、その理由をおたずねしたい。

事務局：委員の皆様は委員の選任をお願いさせていただいたときに、皆様のご都合の良い時間を確認し、15時とさせていただきました。次回の審議会開催日程等については、その他の事項で改めておたずねします。

委員：了解した。

委員長：それでは、審議事項を行うわけですが、福山和美委員は商工会会長であり今回の当事者となるため、除斥の対象となります。ここで、福山委員は退席されます、ありがとうございました。

6. 審議事項

「大紀町ふれあいの里」概要説明について

指定管理者募集要項・仕様書について

施設所管課からふれあいの里施設概要ならびに、指定管理者募集要項・仕様書について説明。

《意見の要旨》

委員：指定管理機関が3年から1年となっている理由をおたずねしたい。

所管課：指定期間を複数年設けることで、運営を計画的に行うことができる利点は承知しておりますが、今回の施設の場合、指定管理者の申請者であります大紀町商工会は、すでに6年間この施設を運営されておりますので、運営のノウハウはすでにお持ちであります。1年間にすることで、単年実績に緊張感をもって運営していただきたいと思い、1年といたしました。

委員：了解した。

委員：施設も経年により修繕費も必要となるだろうが、修繕費も指定管理委託料に含まれているのか。

所管課：1回の修繕費が20万円に満たない場合は、指定管理者にて修繕するよう仕様書に謳っております。

委員：1回の修繕費が20万円未満なら何度修繕を行っても、指定管理者の費用になるのか。

所管課：契約上はそのようになります。今後、施設の経年を勘案し、修繕が必要な場合は指定管理者と協議する機会を、設けたいと思います。

委員長：委員よろしいですか。

委員：わかりました。

申請者からのヒアリング

指定管理者申請者の大紀町商工会から、申請書及び事業計画書に沿って、プレゼンテーションが行われ、その後、委員から質疑を行った。

《意見の要旨》

委員：自主事業収入とはどのような収入ですか。

商工会：喫茶室の売り上げとなります。

委員：集客力の向上を図ると記述されているが、具体的にはどのような計画をされていますか。

商工会：隣接しています青少年旅行村の利用者にPRを行い、シャワー室利用のほかテニスコートの利用増加を考えております。

審査評価表について

事務局から、指定管理者候補者選定要領により、選定審査評価の方法について説明。

《意見の要旨》

委員：確認ですが、評価点の欄に0点から4点までの範囲で、記入をすることでよろしいですか。

事務局：そのとおりです。中項目の1から17までの欄すべてに、記入をお願いします。

委員：合格点数は何点以上となりますか。

事務局：委員の評価点を基に算出しました、審査点の平均が50点に満たない場合は、失格となります。

委員：施設を利用したことがなく、評価するのは大変難しいのですが。

事務局：審査評価表の提出期限までに期間がございますので、本日提出されました申請書等や利用者におたずねいただくなどして評価をお願いします。

委員長：後日、評価表を提出いただくこととなりますが、評価に当たり疑問が生じた場合は、事務局におたずねすることよろしいですか。

事務局：そのようにお願いします。

7. その他

事務局から次回指定管理者選定審議会の日程について説明。

委員長：事務局から次回審議会の日程について、説明がありましたがいかがですか。

委員：結構です。

委員長：それでは、次回審議会は平成24年2月16日に決定します。ほかに審議会全般を通して質疑はございませんか。

委員：ありません。

委員長：それでは、本日の指定管理者選定審議会はこれをもって終了します。お疲れ様でした。